

下呂市監査告示 第3号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年3月23日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和2年度

# 定期監査結果報告書

(2月実施分)

下呂市監査委員

## 第1 監査の実施

### 1 本基準に準拠している旨

監査委員は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第199条第4項の規定による定期監査

### 3 監査の対象

令和2年4月から令和3年1月まで（一部令和元年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

部 等	課 等
市長公室	企画課 危機管理課 市民活動推進課 秘書広報課
総務部	総務課 財務課 市民課 税務課
環境部	環境課 環境施設課
農林部	農務課 林務課
観光商工部	観光課 商工課 観光施設（下呂温泉合掌村）
建設部	建設総務課 建設課
生活部	生活課 上下水道課
金山病院	事務課
消防本部	消防総務課 予防課 通信指令課 北消防署 中消防署 南消防署
議会事務局	議会総務課
監査委員事務局	監査課

### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

### 5 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

### 6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、下呂総合庁舎、消防本部、金山病院

(2) 日 程：令和3年2月1日から令和3年2月10日まで

## 第2 監査の結果

### 【指摘事項】

#### 1. 下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付要綱について

下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金交付要綱の第3条に補助対象者の要件が定められ、第3号のアには、「下呂市に転入した日から起算して2年以内に、本補助金の対象となる工事又は売買契約が完了する者」と定められている。

転入前に住居を取得した事例を補助対象としていたため、担当課にこの規定の解釈について確認したところ転入前であっても、補助要件に該当するとのことであった。これは、市民からの問い合わせに対し、担当課として疑義が生じたため、法令担当部局にこの規定の解釈について見解を求めたところ、転入前においても補助対象とする旨、判断されたとのことであった。

例規の内容について誤った解釈をした場合、市民の不利益に繋がる可能性も否定できず、また、担当者が判断を誤るようなことがあってはならないことから、要綱の趣旨に掲げる目的を達成するため、誰にでも正しく同一に解釈される内容に改正にされたい。

(市民活動推進課)

#### 2. 下呂市庁議等設置規程について

市政の基本方針、重要施策の審議決定及び市組織内の総合調整を行い、計画的かつ効率的な市行政の推進を図るための会議として、下呂市庁議等設置規程第2条に政策会議と部長会議を規定し、第4条第4項に部長会議の定例会は、「原則として毎月第3月曜日に開催する。」と定めている。部長会議の開催状況について確認したところ、実際には毎週金曜日に開催されていることから、実態に合わせて規定を改正されたい。

(企画課)

#### 3. 下呂市公文書規程について

下呂市公文書規程第2条第1項に文書とは「市において取り扱う書類及び各種記録（印刷物、図表、図面、写真等によるものを含む。）をいう。」と規定され、下呂市情報公開条例第2条第2項に行政情報とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定されている。

情報公開の対象は当該実施機関が管理している行政情報であり、下呂市公文書規程の文書と同様であると考えられることから、文書と行政情報の定義が同一であることの必要性について精査され

たい。

(総務課)

#### 4. 旅費に係る事務処理について

職員の出張等に係る旅費の請求手続きについては、下呂市職員等の旅費に関する条例第11条に規定され、更にその様式は下呂市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項第1号に「第1号の2から第5号までに掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、様式第2号」と規定されている。

令和2年10月に行われた移転料と着後手当の支払い処理について旅費の支給対象者本人から提出される様式第2号により処理すべきところ、債権者から請求書を徴取することができない場合に使用することとしている支出調書によって処理されている事案を確認した。日当や宿泊料等と比べ移転料や着後手当を支給する例は稀であるが、それ故条例、規則に定められた様式により適正な事務処理をされたい。

(総務課)

#### 5. 下呂市職員衛生管理規程の運用について

市職員及び職場の衛生管理等を運用するための下呂市職員衛生管理規程（以下「規程」という。）第3条には「職員の衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。」と規定されている。さらにその管理体制を構築するため、第6条に役職名等、第7条にはその職務が規定され、その役職の一つとして「健康管理医」が掲げられている。

健康管理医は、国家公務員法付則第16条の規定により、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の適用を受けない国家公務員の保健及び安全保持についての基準等を示した「職員の保健及び安全保持」（昭和48年3月1日号外人事院規則10-4）第9条に規定された医師が就く役職である。安衛法の適用を受ける下呂市の場合、職員の保健及び安全保持第9条に規定される健康管理医に対応した医師が就く役職は、安衛法第13条に規定されている産業医となる。

この産業医の地方公務員法上の位置づけについて、平成30年10月18日付総行公第135号で総務省自治行政局公務員部長が各都道府県知事等宛「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」の中で、地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職（助言・調査・診断）について、法令に基づき設置されている職種等における特別職非常勤職員の範囲について限定することとしている旨が解説されているとともに、診断を行うものは学校医、学校歯科医、産業医である旨が明確に示されている。

非常勤の職員に対する対価は、地方自治法第203条の2第1項の規定に基づき報酬として支払わなければならないが、同法同条第5項の規定に基づき、報酬等の額及び支給方法を規定しなければなら

ないところ、現健康管理医に対する対価が報償費（地方自治法施行規則第15条第2項別表歳出予算に係る節の区分に示す7節）として支払われている事案が確認されたことから、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、適正な事務処理をされたい。

(総務課)

#### 6. 機器類保守業務委託契約の仕様書の作成について

業務委託契約の金額、内容の根拠となる仕様書は、設計金額、最終的には契約金額にも影響を与えるものである。

はがき等の圧着機保守業務委託契約の仕様について確認したところ、一式とされ業務内容や回数等が示されておらず、仕様書の体を成していないことを確認した。仕様が詳細に示されない限り、委託する業務の内容が曖昧で、履行確認も何をどのように確認するのかといった疑義が生じるものである。契約に先立ち、市が必要とする業務内容を具体的にかつ詳細に示した仕様書を作成し、適正な契約事務をされたい。

(税務課)

#### 7. 公有財産の管理について

下呂市公有財産等の管理に関する規則（以下「規則」という。）第16条に「総務部長は、財産台帳（様式第2号）を備え、公有財産の取得、処分その他の理由に基づく異動があった場合には、直ちにその増減異動を記録し、附属図面を整理しなければならない。」と規定されている。この財産の異動増減の記録について、確認したところ、年1回としている旨の説明を受けた。財産の異動増減記録は、決算書の財産に関する調書に記載する計数の根拠資料となることから、財産台帳への記載漏れ等があるてはならない。市有財産は市民の財産であるという認識に立ち、財産の異動があったときは、直ちにその異動増減を台帳に記録し適正な財産管理をされたい。

また、市有地の一部を民間事業所等に貸し付けする場合、規則第17条に「部等の長は、財産貸付（使用）簿（様式第3号）を備えその所掌に属する公有財産の貸付け、使用許可等について必要な事項を記録しなければならない。」と規定されている。

民間事業所との賃貸借契約に基づき貸し付けを行っていながら、財産貸付（使用）簿に記録していない事案が確認されたので、規則の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(財務課・商工課)

#### 8. まるかりの里修繕工事の分割発注について

まるかりの里の修繕工事について、コテージ漏水修繕及び管理棟水回り修繕が同一敷地内の一体

事業として行うべきものであるにもかかわらず、それぞれ少額工事（工事費 15 万円未満）にするため、分割して同一時期に発注されていた。

見積書の徴取について設計金額が 15 万円未満の場合、総務部財務課が示す「契約工事統一事項」により、なるべく 2 者以上から徴取することとなっている。本件の場合、本来一件の工事として発注し、2 者以上から見積書を徴取すべきであるところ、分割発注することで見積書の徴取を意図的に 1 者に留めていること及び今回工事を発注した請負業者から入札参加資格審査申請書が出されていないことから適正を欠いている。

(農務課)

#### 9. まるかりの里コンテナ倉庫購入について

まるかりの里の資材用倉庫とするための JR 貨物中古コンテナ購入において、設計金額積算の根拠となる参考見積書の徴取がされておらず、また仕様書の作成をしないまま、特命随意契約により事業が執行されている。

設計金額の根拠が明確でないことに加え、市の随意契約ガイドラインの中で、施工伺い作成上の注意点（随意契約）として、「特命随契による場合や、価格の有利性よりも優先される事由による場合は、どのような理由で 1 者しかいないと判断したのか、何をもって価格の有利性以外を優先したのかを具体的に記載する。」とされており、仕様書が示されない中古コンテナを特命随意契約によって購入していることは、適正を欠いている。

(農務課)

#### 10. 創業支援事業者補助金について

下呂市内 5 商工会連携事業として実施された「地域活力創出のための創業者等の支援強化 創業者支援セミナー事業」に対し、市から補助金が交付されている。補助金交付申請書等では、金山町商工会長が申請者になっており、小坂町・萩原町・下呂・下呂市馬瀬・金山町商工会の 5 商工会が共同実施団体となっている。この事業の実施に際し作成された創業者セミナー受講者募集リーフレットには、主催は下呂市商工会連絡協議会、事務局は金山町商工会と表示されている。

これらの事実関係から、創業者支援セミナーの事業主体は下呂市商工会連絡協議会であり、補助金交付申請に係る関係書類の申請者が、市内全域で事業展開しているにも関わらず、同協議会の事務局である金山町商工会となっていることについて疑義が生じるものである。

補助金の交付申請等の手続きは、事業主体が行うものであることから、補助金交付申請等は下呂市商工会連絡協議会で行うべきである。

(商工課)

11. 下呂市上下水道運営委員会に係る必要事項の定めについて

下呂市上下水道運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項について、下呂市水道事業給水条例第47条第2項では「規則」で定めると規定され、下呂市上下水道運営委員会規則で詳細が規定されている。また、下呂市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第39条第2項では「水道事業等管理規程」で定めると規定されており、同一の委員会に関する規定であるにも関わらず、その規定内容が異なっている。

委員会に係る規定は下呂市水道事業等管理規程ではなく、下呂市上下水道運営委員会規則で定められていることから、下水道条例の委員会に関する規定について、「規則」に改められたい。

（上下水道課）

12. 出納取扱金融機関の検査について

地方公営企業法施行令第22条の5に、「管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。」と規定されている。

この検査の実施状況について、担当課に確認したところ、管理者による検査は実施していないとのことであったので、会計管理者が実施する一般会計・特別会計の指定金融機関の検査と連携を図るなどして検査を実施されたい。

（上下水道課・観光施設・金山病院事務課）

13. 地方公営企業における賠償責任の対象となりうる予算執行者職員の指定について

地方公営企業法（以下「企業法」という。）第34条に「地方自治法第243条の2の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。（以下略）」と規定されている。

この規定は、職員が故意又は重大な過失により、公金等を亡失するなどした場合、市長の監査要求、監査委員の監査を経て、市がその職員に対し、損害賠償を求めることを可能とするものである。

地方公営企業の賠償責任に関する監査を実施するためには、企業法第34条後段の規定（「（略）次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則又は企業管理規程で指定したもの（以下略）」）に基づき、「賠償責任の対象となりうる予算執行者職員の指定」を規定していることが前提となっている。

地方公営企業の担当課に前述の規定について確認したところ、その旨の規定が認められなかったことから、早急に規定の整備をされたい。

（上下水道課・観光施設・金山病院事務課）

#### 14. 調定の時期について

地方自治法第 231 条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。

ただし、随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり事後調定せざるを得ない。このような例外を除き収入に当たっては、先に調定を行うことが前提になることから、その都度調定し、それに基づいて収納することが必要となる。

各課が取り扱う収入の調定状況について確認したところ、調定すべき時期に調定されていないもののほか、監査日時点において未調定となっている事案が何件か確認されたため、その都度、個々に指摘したところであるが、調定のあり方について、職員に文書、研修等で再度周知徹底され、収入に係る適正な事務処理をされたい。

(共通事項)

### 【意見】

#### 1 公文書の取扱いについて

公文書管理は、下呂市公文書規程（以下「規程」という。）第 35 条の規定に基づき、ファイリングシステムにより管理されている。現行のファイリングシステムは、公文書として取り扱う媒体について電子媒体（以下「データ」という。）ではなく、従来から紙媒体を想定している。

I C T 化が進む現在の市役所業務で発生するデータは膨大な量となり、その全てを紙媒体として保存することに対して、効率性や経済性の観点から疑問を抱くところであり、情報化社会の潮流に公文書管理の考え方を合わせることの必要性も認められるため、規程及びファイリングシステムの中で、データでの公文書保存を認める旨を明文化されたい。

また近年は、行政情報に対する関心が高まる社会情勢で、情報公開請求件数も増加傾向にあることから、紙媒体、データの別に関わらず、公文書の種別ごとに規定された保存年限に基づき、確実に保存されることを望むものである。

(総務課)

#### 2 ごみ処理について

市の事業は、平成 27 年度から 10 年間で計画期間とする下呂市第二次総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき実施されている。総合計画は、3つの重点プロジェクト、7つのまちづくり目標及び39の基本施策で構成され、基本施策のひとつに挙げられている「循環型社会」も重要な施策であり、計画中に掲げた目標値の達成に向け、日々取り組みが続けられている。

平成 30 年度から陶磁器食器の再資源化事業を、また、令和元年度からペットボトルのラベルはが

しによるリサイクル品質の向上により廃棄量の削減に努めてきたものの、成果指標として掲げた「1人当たりの年間家庭ごみ排出量」「年間最終処分量」について、令和元年度の目標値に対する評価は、D判定（目標値の達成（達成見込）には程遠い状況であり、成果を上げるためには抜本的な見直しが必要である。【目標に対し40%未満の達成】）となっており、目標値達成が容易ではないことが伺える。

総合計画は「もっと住みたい 訪れたい みんなのふるさと わくわく下呂市」の実現のため策定され、その実現に向け、市民、市議会、市役所それぞれの果たすべき役割が示されている。まさに環境問題も、下呂市が一体となって取り組まなければならない問題である。

この問題は、市民生活に密着する重要な問題であると同時にその処理に莫大な費用が費やされており課題は山積しているが、今後、総合計画に掲げた目標値の評価が、向上していくことを望むものである。

また、ごみ処理施設「クリーンセンター」は本稼働し、新最終処分場は、現在建設中であるが、両施設とも恒久的に存続し得るものではないことを踏まえ、今後の施設更新に向けた取り組みを計画的に進められたい。

(環境施設課)